[改正]

第1章~第14章 (略)

料金表

通則 1~31 (略)

(手続きに関する料金の適用)

32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)~(4) (略)

<u>(5)</u>~<u>(7)</u> (略)

33 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に 定めるところによります。

(1)~(2) (略)

(3)~(5) (略)

(注) (5)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は 着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(6) (略)

34~48 (略)

(注) (略)

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

du A 77		料 金 額
料 金 種	単位	次の税抜額(かっこ内は 税込額)
ア〜エ (略)	(略)	(略)
<u>オ</u> ~ <u>キ</u> (略)	(略)	(略)

3~6 (略)

別表1~別表7 (略)

第1章~第14章 (略)

料金表

通則

1~31 (略)

(手続きに関する料金の適用)

32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)~(4) (略)

(5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料

第16条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第23条(その他の提供条件)の規定に基づく申出をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

(6)~(8) (略)

33 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

「現行]

(1)~(2) (略)

(3) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用除外

携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(4)~(6) (略)

(注) (6)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は 着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(7) (略)

34~48 (略)

(注) (略)

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

料 金 種	単 位	料 金 額 次の税抜額(かっこ内は 税込額)
ア〜エ (略)	(略)	(略)
オ 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	1契約ごとに	3,000円 (3,300円)
カ〜ク (略)	(略)	(略)

3~6 (略)

別表1~別表7 (略)

附 則(令和3年3月23日経企第3075号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、第16条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第23条(その他の提供条件)の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号の発行を受けている 5 G契約者が、この改正規定実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

[改正]

第1章~第14章 (略)

料金表

通則

1~31 (略)

(手続きに関する料金の適用)

- 32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。
- (1)~(4) (略)
- (5) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料

第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定に基づく申出をし、その承諾を受 けたときに支払いを要する料金

(6)~(8) (略)

33 手続きに関する料金の適用については、第52条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に 定めるところによります。

[現行]

- (1)~(2) (略)
- (3) 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用除外

携帯電話・PHS番号ポータビリティが行われなかった場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料は、前項及び料金 表別記の規定にかかわらず、適用しません。

(4)~(6) (略)

(注)(6)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は 着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(7)(略)

34~48 (略)

(注) (略)

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

		料 金 額
料金種別	料金種別 単位	
ア〜エ (略)	(略)	(略)
オ 携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料	1契約ごとに	3,000円 (3,300円)
カ〜ク (略)	(略)	(略)

別表1~別表7 (略)

(5)~(7) (略)

(1)~(4) (略)

料金表

1~31 (略)

通則

第1章~第14章 (略)

(手続きに関する料金の適用)

32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

33 手続きに関する料金の適用については、第52条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に 定めるところによります。

(1)~(2) (略)

(3)~(5) (略)

(注)(5)に規定する当社が別に定める場合は、その支払いを要する手続きが番号えらべるサービスに関する手続きである場合又は 着信短縮ダイヤル機能に係る手続きである場合等をいいます。

(6) (略)

34~48 (略)

(注) (略)

別記

1 (略)

2 手続きに関する料金

atol A 575 Ful		料 金 額
料 金 種 別	種 別 単 位	
ア〜エ (略)	(略)	(略)
<u>オ</u> ~ <u>キ</u> (略)	(略)	(略)

別表1~別表7 (略)

附 則(令和3年3月23日経企第3075号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、第15条(一般契約者が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番号の発行を受けているXi 契約者が、この改正規定実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 経企第702号(平成26年8月8日)の附則第4項第6号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、」を削除します。
- 5 経企第406号(令和元年5月21日)の附則第20項第11号を次のように改めます。

(11) 削除

6 経企第1635号(令和元年9月27日)の附則第3項第4号を次のように改めます。

(4) 削除

「改正」 「現行」

附 則(令和3年3月23日経企第3075号)

(実施期日)

1 この附則は、令和3年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

(携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用に関する経過措置)

- 3 この附則実施の際現に、経企第3254号(令和2年3月26日)の附則第3項の規定に基づき携帯電話・PHS番号ポータ ビリティの手続きに必要となる番号の発行を受けているFOMA契約者が、この附則実施の日以降に携帯電話・PHS番号ポータ ビリティを行った場合の携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料の適用その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 (その他)
- 4 経企第204号(平成17年5月24日)の附則第5項第10号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」 を削除します
- 5 経企第848号(平成17年10月25日)の附則第3項第8号中、「携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
- 6 経企第1200号(平成22年2月22日)の附則第3項第6号中、携帯電話・PHS番号ポータビリティに関する提供条件、」を削除します。
- 7 経企第1605号(令和元年9月24日)の附則第3項第5号を次のように改めます。

(5)削除

8 経企第1635号(令和元年9月27日)の附則第3項第4号を次のように改めます。

(4) 削除

- 9 経企第3254号(令和2年3月26日)の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項第26号のアを次のように改めます。
 - ア (ア)を次のように改めます。
 - (ア) 手続きに関する料金は、次表に規定する額を適用します。

	区分単位	手数料の額
区分		次の税抜額(かっこ内は税込額)
カード発行手数料	1枚ごとに	2,000円 (2,200円)
名義変更手数料	1契約ごとに	2,000円 (2,200円)
登録等手数料	1端末設備等ごとに	2,000円 (2,200円)
その他の手数料	1の申込みごとに	別に算定する実費

- イ (エ)を次のように改めます。
- (工) 削除
- (2) 第4項第6号中「携帯電話・PHS番号ポータビリティ手数料、」を削除します。
- (3) 第5項第3号を次のように改めます。
 - (3) 削除

[改正] [現行]

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通話料

1 適用

	通 話 料 の 適 用
(略)	(略)
(8) 2年定期契約に係る通信料月極割引又は定期契約に係る通信料月極割引(ビジネス通話割引)の適用	ア〜イ (略) (注1) アに規定する当社が別に定めるものは、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホプレミア/ギガホプレミア)」に規定するギガホプレミア、提供条件書「料金プラン (ギガホ2等)」に規定するギガホ2、ギガライト2及びケータイプラン2、提供条件書「料金プラン (はじめてスマホプラン)」に規定するはじめてスマホプラン、X i サービス契約約款に規定するギガホ、ギガライト、ケータイプラン、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 並びに F O M A サービス契約約款に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 及び F O M A カケホーダイプラン (ケータイ) とします。 (注2) (略)
(略)	(略)

第1表 料金(その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通話料

1 適用

	通 話 料 の 適 用
(略)	(略)
(8) 2年定期契約に係る通信料月極割引又は定期契約に係る通信料月極割引 (ビジネス通話割引)の適用	ア〜イ (略) (注 1) アに規定する当社が別に定めるものは、X i サービス契約約款に規定する総合利用プラン、ギガホ、ギガライト、ケータイプラン、X i カケホーダイプラン (スマホ/タブ)、X i カケホーダイプラン (ケータイ) 及びX i カケホーダイプラン (S I Mフリー) 並びに F O M A サービス契約約款に規定する F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 及び F O M A カケホーダイプラン (スマホ/タブ) 及び F O M A カケホーダイブラン (スマホ/タブ) 及び F O M A カケホーダイブラン (ケータイ) とします。 (注 2) (略)
(略)	(略)

附 則(令和3年3月23日経企第3075号) この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。 (国際無線 I P契約申込の承諾)

- 第 17 条 当社は、国際無線 I P 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 国際無線 I P契約の申込みをした者が指定したX i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、当社が別に定めるデータ定額を選択していないとき。
- (2) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等が当該契約約款に規定する国際ローミング機能の提供を受けていないとき。
- (3) X i 等が当該契約約款に規定するパケットパック海外オプション又は海外1 d a y パケを選択しているとき。
- (4) 国際無線 I P契約の申込みをした者が国際無線 I Pの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるものは、5 Gにおいては、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホプレミア/ギガホプレミア)」に規定する5 Gギガホプレミア、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホ等)」に規定する5 Gギガホ、5 Gギガライト及び5 Gデータプラス 並びに提供条件書「料金プラン (はじめてスマホブラン)」に規定するはじめてスマホブラン、Xiにおいては、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホプレミア/ギガホプレミア)」に規定するギガホプレミア、提供条件書「料金プラン (ギガホ2等)」に規定するギガホプ・2、提供条件書「料金プラン (ボガホ2等)」に規定するギガホ2、ギガライト2、データプラス2及びケータイプラン2、提供条件書「料金プラン (はじめてスマホプラン)」に規定するはじめてスマホプラン 並びにXiサービス契約約款に規定するギガホ等、Xiデータプラン等及びタイプXi等(タイプXi及びタイプXiにねんを除きます。)、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定するタイプ 2in1、タイプ S2in1等、定額データプラン、定額データプラン HIGHSPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。
- (注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、XiにおいてはXiサービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、Xiパケ・ホーダイダブル及びXiパケ・ホーダイフラット等、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

附 則(令和3年3月23日経企第3075号) この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。 (国際無線 I P契約申込の承諾)

- 第 17 条 当社は、国際無線 I P契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等の基本使用料の料金種別が当社が別に定めるもの以外であって、当社が別に定めるデータ定額を選択していないとき。
- (2) 国際無線 I P 契約の申込みをした者が指定した X i 等が当該契約約款に規定する国際ローミング機能の提供を受けていないとき。
- (3) X i 等が当該契約約款に規定するパケットパック海外オプション又は海外1 d a y パケを選択しているとき。
- (4) 国際無線 I P契約の申込みをした者が国際無線 I Pの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (注1) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるものは、5 Gにおいては、提供条件書「料金プラン (5 Gギガホ等)」に規定する5 Gギガホ、5 Gギガライト及び5 Gデータプラス、X i においては、提供条件書「料金プラン (ギガホ 2 等)」に規定するギガホ 2、ギガライト 2、データプラス 2 及びケータイプラン 2 並びに X i サービス契約約款に規定するギガホ等、X i データプラン等及びタイプ X i 等 (タイプ X i 及びタイプ X i にねんを除きます。)、F O M A においては F O M A サービス契約約款に規定するタイプ 2in1、タイプ S S 2in1等、定額データプラン、定額データプラン HIGHSPEED、定額データプランスタンダード及び定額データプランフラットとします。
- (注2) 本条第3項第1号に規定する当社が別に定めるデータ定額は、XiにおいてはXiサービス契約約款に規定するシングルパック等、ケータイパック、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、Xiパケ・ホーダイダブル及びXiパケ・ホーダイフラット等、FOMAにおいてはFOMAサービス契約約款に規定するパケット定額、シングルパック等、データSパック等、データLパック等、らくらくパック、パケ・ホーダイダブル2及び旧パケット定額とします。

	[改正]	[現行]		[現行]	
第1章~第15章 (略) 料金表 (略) 別表1 (略)		料金	第1章~第 表 (略) 1 (略)		
別表 2 付加機能		別表	2 付加機	幾能	
種類	提供条件		種	類	提供条件
1 (略)	(略)	1	(略)		(略)
2 映像通信伝送機能(ドコモ光テレビオブション) 登録一般放送事業者(放送法 126 条により登録を受けた登録一般 放送事業者であって、映像等の送信 のために必要となる電気通信設備を 利用して一般放送を行う事業者をい う。)が提供する映像及び映像に付 随する音響に関する放送サービスを、 その登録一般放送事業者が指定す る契約者回線で受信することができる 機能	(1)~(6) (略) (7) 契約者が、暦月の初日以外にこの機能の利用を開始したときは、その利用の開始があった暦月のこの機能に係る付加機能使用料について、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定に準じて、その利用の開始があった日から当該暦月の末日までの日数に応じて日割します。ただし、当該暦月の末日までに付加機能の廃止があったときは、日割しません。 (8) (7)に規定する場合を除き、この機能に係る付加機能使用料については、通則第3項(料金の計算方法等)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。	1 方 の 乗 う ら そ る る る る る る る る る る る る る る る る る る	「オプション) 登録一般 26 条によ 女送事業者 かために必ら 可用して一 う。)が提信 値する音響 その登録一	会に送機能(ドコモ光テレ)) 般放送事業者(放送法 より登録を受けた登録一般 者であって、映像等の送信 要となる電気通信設備を ・般放送を行う事業者をい 供する映像及び映像に付 に関する放送サービスを、 ・般放送事業者が指定す 回線で受信することができる	(1)~(6) (略) (7) 契約者が、この機能を廃止したときは、その廃止があった日を含む暦月の付加機能使用料について、通則第3項(料金の計算方法)及び第4項の規定にかかわらず、日割しません。 (8) (7)の場合において、この機能の提供開始の日を含む暦月の翌月1日にこの機能を廃止したときは、付加機能使用料の支払いを要しません。
	(9)~(12) (略)				(9)~(12)(略)
別表3 (略) 附則(令和3年3月23日経企会 (実施期日) 1 この改正規定は令和3年4月1日から (経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払 おりとします。			3 (略)		